

○総務省令第六十二号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

総務大臣 高市 早苗

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | | 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|-------|-------|
| <p>第十八条の二 法第六十二条第二号の総務省令で定める者は、精神の機能の障害により認証業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(兼業)</p> <p>第十八条の三 「略」 (会社の報告義務)</p> <p>第二十条 会社は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、総務大臣は、法第六十二条の規定に基づき罷免し、又は法第六十六条の規定に基づき懲戒処分を行うため必要があると認めるときは、会社に対し、必要な報告をさせることができる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 心身の故障により認証業務を適正に行うことができない者として第十八条の二で定める者に該当すると認められるとき。</p> <p>三・四 「略」</p> | <p>「新設」</p> <p>(兼業)</p> <p>第十八条の二 「同上」 (会社の報告義務)</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>二・三 「同上」</p> | | |
| 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | | | |

附 則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。